

令和8年度 大田市立病院 薬学生奨学金貸与学生募集要項

大田市立病院では、薬学生奨学金の貸与を希望される方を募集します。

1. 目的

将来、大田市立病院で薬剤師業務に従事しようとする薬学生に対し、奨学金を貸与することにより修学を支援し、大田市立病院における薬剤師の確保を図ることを目的としています。

2. 応募資格

全国の大学の薬学課程に在籍する5年生又は6年生で、当院で薬剤師業務に従事しようとする意思のあるもの。

3. 貸与予定人員

2名

4. 奨学金の貸与額・貸与期間

(1) 貸与額 **月額10万円**

(2) 貸与期間 申請者の希望により、大学の薬学課程5年生又は6年生のいずれか1年間、または5年生及び6年生の2年間。ただし、在籍している薬学課程の正規の修業年限を上限とします。

5. 奨学金の返還免除

貸与を受けた方が薬学課程を卒業した日から2年以内に薬剤師の免許を取得し、その後直ちに、大田市立病院において引き続き貸与期間に相当する期間薬剤師業務に従事した場合、奨学金の返還を免除します。

6. 奨学金の返還猶予

貸与を受けた方が次の事由に該当するときは、その事由が継続する間は貸与した奨学金の返還を猶予します。

- ①当院で薬剤師業務を開始した日から2年間。
- ②災害、負傷、疾病等やむを得ない事由があるとき。
- ③薬剤師国家試験受験資格を取得後、最初の薬剤師国家試験が行われた年の4月から起算して2年間。

7. 奨学金の返還

(1) 返還事由

貸与を受けた方が次の事由に該当するに至ったときは、貸与を受けた奨学金は返還しなければなりません。

- ①退学したとき。
- ②心身の故障のため大学の薬学課程を修了する見込みがなくなったとき。
- ③学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④大田市立病院で薬剤師業務に従事する意思がなくなったことにより、奨学金の貸与を辞退したとき。
- ⑤大学の薬学課程を修了した日から2年以内に薬剤師免許を取得しなかったとき。

(災害、負傷、疾病等やむを得ない事由がある場合は除きます)

- ⑥当院での業務上の事由によらない死亡、または心身の故障により薬剤師業務に従事することができないとき。
- ⑦大田市薬学生奨学金貸与規程第 15 条に規定する免除の条件を達成できない見込みとなったとき。
- ⑧その他、管理者が必要と認めたとき。

(2) 返還方法

当該事由の生じた日の属する月の翌月末日までに、一括返還となります。

8. 申請期間

令和 8 年 5 月 1 1 日 (月) ~ 令和 8 年 6 月 1 2 日 (金) 【必着】

9. 申請方法

次の書類を、申請期間内に、大田市立病院事務部奨学金担当まで提出してください。

【申請に必要な書類】

- ① 薬学生奨学金貸与申請書 (様式第 1 号)
- ② 在学証明書
- ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書

【貸与決定後に必要な書類】

- ① 薬学生奨学金交付申請書 (様式第 3 号)
- ② 口座振込申出書

※ 上記様式については、**大田市立病院ホームページに掲載**しております。

※ 様式の郵送を希望される場合は、封筒の表に「**薬学生奨学金申請関係書類請求**」と朱書きし、**110 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封**して、下記まで請求してください。

10. 選考方法

貸与申請書の受付後、日程調整をして面接を行い (面接日時・場所については、個別に連絡しますので、貸与申請書に連絡が取れる住所、電話番号を必ずご記入ください)、すべての方の面接が終了した後に、面接及び貸与申請書添付の志望理由書その他の書類から選考を行い、適格性が高いと判断した方から貸与者の決定をします。

11. 問い合わせ及び申し込み先

〒694-0063 大田市大田町吉永 1428-3

大田市立病院事務部総務課 奨学金担当 (電話 0854-82-0330)

※ 大田市立病院ホームページ <https://www.ohda-hp.ohda.shimane.jp>